

平成 27 年度

慶應義塾大学入学試験問題

法 学 部

地 理 歴 史 (日 本 史)

- 注 意
1. 指示があるまで開かないこと。
 2. 解答用紙のそれぞれ指定された箇所に氏名と受験番号を記入すること。受験番号欄には忘れずマークすること。
 3. 解答は、必ず解答用紙の指定の欄にマークすること。
 4. 解答用紙の解答欄にマークするときには、すべて HB の黒鉛筆を使用し、また、次の解答例に従うこと。
(解答例)

(1)	(2)
-----	-----

 と表示のある問いに対して、「09」と解答する場合は、右に示すように解答欄 (1) の ⑩ と (2) の ⑩ にマークすること。
 5. 下書きの必要があれば、問題冊子の余白を利用すること。解答用紙の余白には何も書いてはいけない。
 6. この問題冊子は11頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。

(1)	(2)
●	○
①	①
②	②
③	③
④	④
⑤	⑤
⑥	⑥
⑦	⑦
⑧	⑧
⑨	●
○	○

問題 I

次の本文を読み、空欄〔(1)〕〔(2)〕～〔(17)〕〔(18)〕に入る最も適切な語句を語群より選び、その番号を解答用紙の所定の欄にマークしなさい。また、本文中に1か所ある下線部に関連した設問1～3について、それぞれの指示に従って番号を選び、解答用紙の所定の欄にマークしなさい。なお、本文および設問の文中にある空欄〔X〕、〔Y〕および〔Z〕は、問題作成上あえて伏せ字にしたものである。引用した史料の原文は、適宜改めてある。

旧来の寺院勢力を排除し、新たな皇統に相応しい宮都を求めて、〔X〕は即位後、平城京から、水陸交通の便が良い長岡京への遷都を断行した。ところが、造長岡宮使に任じられ造営事業の陣頭指揮に当たっていた〔Y〕が射殺されるという事件が起きた。〔Y〕は〔X〕の皇位継承に尽力した〔(1)〕〔(2)〕の出身であり、「天皇、甚だこれを委任して、中外の事皆決を取る」と評されるほどの寵臣であった。すぐさま数十人が犯人として捕らえられ、処罰された。万葉歌人として名高い〔(3)〕〔(4)〕も、すでに死去していたが、この事件を首謀したもとして官籍から除名された。また、〔(5)〕〔(6)〕が事件への関与を疑われ、皇太子の地位を廃されて乙訓寺に幽閉された。〔(5)〕〔(6)〕は自ら飲食を断って無実を訴えるも、淡路へ配流される船中で没したと伝えられている。

この事件そのものが長岡京の造営に影響を与えたかどうかは定かでないが、しばらくしてのちに、皇太夫人であった〔X〕の生母〔(7)〕〔(8)〕や2人の妻が相次いで死亡するなどの不幸が続き、畿内に天然痘が流行するなどの災厄に襲われた。これを〔(5)〕〔(6)〕の怨霊の祟りによるものと考えた〔X〕は、折しも水害に見舞われた長岡京の造営を諦めざるを得なかった。『〔Z〕』延暦18年2月乙未条によれば、〔(9)〕〔(10)〕が〔X〕に「潜かに奏して」遊獵を口実に葛野の地を視察させたという。そして〔X〕は再び都を遷すことを決断した。平安京への遷都である。

ところで、長岡京造営中に〔Y〕が暗殺され、〔(5)〕〔(6)〕が廃太子となった事件は、国史編纂においても取扱いに苦慮した出来事だったようである。

〔弘仁元年9月〕丁未、……〔(11)〕〔(12)〕に載する所の……好からぬ事を、皆悉に破り却て賜いてき。而して更に人言に依りて、破り却てし事を本の如く記し成しぬ。此も亦礼无き事なり。今前の如く改め正せる……。
(『〔Z〕』)

省略した前後の記述も参照すると、ここでは、〔X〕が〔(5)〕〔(6)〕の怨霊を畏れて『〔(11)〕〔(12)〕』から先の事件に関する記事を削除させたこと、〔X〕の没後、〔Y〕の娘〔(13)〕〔(14)〕らが人の証言を得てその記事を元のとおり復活させたこと、それに対して後代の天皇が無礼と評し、改めて削除させていたことが読み取れる。権力者の意向によって国史の内容が変転する様を見せているのである。

在任中、〔X〕は、律令制の緩みを正すために、官僚機構の再編成や社会的実情に見合った制度の合理化、民衆の負担軽減に資する政策を行った。しかし、蝦夷征討と平安京造営を二大事業として推し進めたために、結果として国家財政は窮乏し、民衆は疲弊した。政治のあり方を見直すために、〔X〕は信任が厚い〔(15)〕〔(16)〕と〔(17)〕〔(18)〕を呼んで議論させた。このときの様子は次の史料に見ることができる。この史料では、空欄〔ア〕に当たる人物が〔(15)〕〔(16)〕であり、空欄〔イ〕に当たる人物が〔(17)〕〔(18)〕である。

〔延暦24年12月〕壬寅、……時に〔ア〕議して云う。方今天下の苦む所は、軍事と造作となり。此の両事を停むれば百姓安んぜむ。〔イ〕異議を確執し、聴くことを肯んぜず。帝、〔ア〕の議を善しとす。即ち停廢に従う。有識之を聞きて、感歎せざる莫し。
(『〔Z〕』)

これにより征夷と造都はいったん打ち切られることとなるが、律令国家の支配力拡大に腐心した [X] の治績は、「文華を好まずして、遠く威徳を照す。宸極に登りてより、心を政治に励し、内には興作を事とし、外には夷狄を攘つ。当年の費と雖も、後世頼とす」(『[Z]』大同元年4月庚子条)と評された。

設問1

次の文章を読み、空欄 (19) (20) , (21) (22) に入る最も適切な語句を語群より選び、その番号を解答用紙の所定の欄にマークしなさい。

延暦7年12月、[X] は「坂東の安危、此の一挙に在り」と訓じて征東大將軍 (19) (20) を送り出した。しかし、蝦夷の返り討ちに遭い、政府軍は大敗を喫したのである。この敗戦を受けて [X] は周到に準備を整え、延暦13年、同20年に大規模な派兵を敢行し、いずれも政府軍が勝利を収めた。[X] の征夷事業はこののち、延暦24年にいったん打ち切られることとなるが、弘仁2年には征夷將軍 (21) (22) が率いた遠征によって残る蝦夷も制圧された。およそ38年の長きに及んだ戦いがようやく終息に向かったのであった。

設問2

次の [01] ~ [05] の文章のうち、令外官の職務や組織に関する説明として正しいものを選び、その番号を解答用紙の解答欄 (23) (24) にマークしなさい。

- [01] 中納言は、天皇に近侍して奏上・宣下に当たるものとして、大納言の定員が削減されたことにもなって設置された。大納言に準じる地位を与えられ、朝政に参議し、大納言と同様に大臣の職務を代行することもあった。
- [02] 按察使は、地方行政の監察機関としての役割を担うものとして設置された。当初は畿内を除いた全国の国守が兼帯し、複数の隣国を互いに巡察した。国司の不正を摘発し、優良な国司を中央に報告することなどを主な任務とした。
- [03] 勘解由使は、国司が交替する際の事務引継ぎを監督するために設置された。前任の国司について正税稲など官物の欠損や職務怠慢の有無を厳しく監査し、不正がなかった場合にはそのことを証する解由状を交付した。
- [04] 検非違使は、犯罪や風俗の取締りなど警察権を行使し、京中の治安維持に当たるものとして設置された。この官職には専任の者が就いたが、弾正台・刑部省・京職などを経験した者が除目を経て任じられたことで、しだいにそれらの職務を吸収し、訴訟・裁判の事務をも取り扱うようになった。
- [05] 蔵人頭は、天皇の秘書としての役割を担うものとして設置された。天皇の宣旨によって任命され、蔵人所の実質的な長として本官を持つ者2名が兼帯し、太政官との間に入って詔勅の伝達や奏上の取次ぎを行った。

設問3

次の [01] ~ [05] の文章のうち、[X] が行った政策に関する説明として誤っているものを選び、その番号を解答用紙の解答欄 (25) (26) にマークしなさい。

- [01] 令で定められた定員外に置かれていた国司を廃止した。
- [02] 畿内を除いて徴兵による軍団制を廃止し、郡司の子弟を健児として採用した。
- [03] 公出拳の利息を改め、10束につき利息を3束収めるようにした。
- [04] 正丁に課される雑徭の期間を年30日とした。
- [05] 班田収授を励行させるため、班田の期間を一紀一班に改めた。

[語群]

- | | | | |
|-----------|------------|------------|-----------|
| 01. 朝野鹿取 | 02. 安殿親王 | 03. 井上内親王 | 04. 惠美押勝 |
| 05. 大伴旅人 | 06. 大伴繼人 | 07. 大伴家持 | 08. 他戸親王 |
| 09. 小野篁 | 10. 小野春風 | 11. 小野岑守 | 12. 神野親王 |
| 13. 紀古佐美 | 14. 京家 | 15. 清原夏野 | 16. 九条家 |
| 17. 巨勢野足 | 18. 近衛家 | 19. 伊治砦麻呂 | 20. 惟宗直本 |
| 21. 佐伯高成 | 22. 坂上田村麻呂 | 23. 早良親王 | 24. 式家 |
| 25. 続日本紀 | 26. 続日本後紀 | 27. 菅野真道 | 28. 菅原清公 |
| 29. 菅原道真 | 30. 摂関家 | 31. 高野新笠 | 32. 橘嘉智子 |
| 33. 橘奈良麻呂 | 34. 橘逸勢 | 35. 恒貞親王 | 36. 伴健岑 |
| 37. 南家 | 38. 日本紀略 | 39. 日本後紀 | 40. 日本書紀 |
| 41. 藤原明子 | 42. 藤原宇合 | 43. 藤原小黒麻呂 | 44. 藤原緒嗣 |
| 45. 藤原乙牟漏 | 46. 藤原清成 | 47. 藤原菓子 | 48. 藤原旅子 |
| 49. 藤原繼繩 | 50. 藤原永手 | 51. 藤原仲成 | 52. 藤原順子 |
| 53. 藤原広嗣 | 54. 藤原冬嗣 | 55. 藤原麻呂 | 56. 藤原宮子 |
| 57. 藤原百川 | 58. 藤原保則 | 59. 扶桑略記 | 60. 文室綿麻呂 |
| 61. 北家 | 62. 道康親王 | 63. 都良香 | 64. 山上憶良 |
| 65. 山部赤人 | 66. 良岑安世 | 67. 類聚国史 | 68. 和氣清麻呂 |
| 69. 和氣広虫 | 70. 和氣広世 | | |

問題 II

次の本文と、本文中の下線部（ア）～（カ）に関する設問を読み、空欄 (27) (28) ～ (49) (50) に入る最も適切な語句を語群より選び、その番号を解答用紙の所定の欄にマークしなさい。なお、引用した史料の原文は、適宜改めてある。

従来、中国と東アジア・東南アジアの諸国は、^(ア)「冊封体制」と呼ばれる外交秩序を長く保っており、それゆえに日本と朝鮮は対等の関係にあった。しかし、豊臣秀吉による「唐国までも仰せ付け」る構想と、その布石となる朝鮮侵攻は、そういった外交秩序を乱すことになる。

秀吉の死後に政権を掌握した徳川家康は、日明・日朝関係の回復に着手した。徳川政権が円滑な外交・通商能力を国内外に知らしめることは、自らが日本の正当な支配者であることを示すという意味もあった。家康は15世紀以来、^(イ)日朝貿易・外交の重要な仲介者であった宗氏を関係回復のための交渉に当たらせ、1609年には己酉約条が結ばれる。また、幕府は薩摩藩・島津の琉球侵攻を認め、同地を実効支配させたが、王国としては残し、明との朝貢貿易を継続させた。島津の琉球侵攻は、幕府の権威を全国に誇示する機会となった。その後、琉球国王尚寧を介して試みた日明講和は成功しなかったが、実質的な交易関係は私貿易を通して回復していった。

幕府は、^(ウ)イスパニア、オランダ、イギリスなどとの貿易も振興するために、^(エ)商人や西国大名のほかに日本を拠点とする外国人にも朱印状を発行し、出会貿易を奨励した。とはいえ、自由には危険が伴うのが常である。朱印船の渡航先で現地人との喧嘩や争いが頻発するにつれ、事態を重く見た幕府は、貿易の統制へと乗り出し、西国大名による大型船の所有を制限するなどの措置をとった。それらの貿易問題に有力なキリシタンが絡んでいたことで、幕府はキリスト教への不審を募らせるようになる。たとえば、キリシタン大名 (27) (28) は、所有する朱印船の乗組員が現地人との騒乱によりマカオの官憲に殺害されたことに対する報復として、1609年、長崎に入港したポルトガル船を焼打ちにした。幕府は、焼打ちに対する恩賞を斡旋するというキリシタンの役人に多額の賄賂を渡した廉により、(27) (28) に切腹を命じ、当の役人も火刑に処している。

その後、幕府は商教分離を試み、キリスト教の信仰そのものを禁ずる令を、1612年に直轄領へ発した。1614年、いわゆる「伴天連追放之文」が秀忠の名で「日本国中の諸人」に発せられた。同年、宣教師だけでなく有力な日本人キリシタンもマカオやマニラに追放された。ヨーロッパから帰国し、活字印刷機によるイエズス会の出版活動に従事していた (29) (30) は、マカオに追放され、現地で病没した。こうして南蛮文化の象徴の一つであったヨーロッパ式活字印刷機も、日本から姿を消すこととなった。

家光はキリシタン禁制をさらに強化し、その徹底のために朱印船を禁止し、旧教国のポルトガル人を追放したのち、商教分離の原則をとっていたオランダとの通商を出島に限って行うなどの政策を押し進めた。このような方針に舵をきるきっかけの一つとなったのは、島原天草一揆である。

この一揆には、禁教に対するキリシタン信徒の蜂起という側面がある一方、ある外国人は、「長崎の奉行は叛乱の原因を調査し、それが有馬の地の領主である (31) (32) の苛酷をきわめた虐政によるものであることを見出した」と記録している。幕府はキリシタンを、秩序を乱す「邪」とみなすとともに、(31) (32) を改易・斬首という重刑に処した。これを契機に、民衆をそうした「邪」から守りつつ百姓の生活を保障するのが藩主の「仁政」である、という幕藩制を支えるイデオロギーが形成されることになった。

1610年代から始まった幕府のキリシタン禁制に対する領主の対応には温度差があったが、島原天草一揆をきっかけに幕府はより強硬な姿勢をとることになる。その結果、移動を繰り返す潜伏キリシタンを摘発する全国ネットワークとして宗門改の制度が発展した。宗門改役については、幕府の作事奉行や (33) (34) がこれを兼任した。宗門改のちに人別改と同時に行われ、宗旨人別帳が作成された。この人別帳は、民衆の戸籍原簿や租税台帳の役割を果たした。このようにキリシタン禁制に端を発するイデオロギーと制度は、幕藩制国家の確立に寄与することになった。

1641年、オランダ商館が出島に移転した。一般に「鎖国」と呼ばれているのは、この段階までに形成された対外関係のことである。ただし、鎖国が「祖法」であるとして対外的に表明されるのは、将軍家斉の代になってからである。この時代の幕府の外交を記録した資料には以下のようにある。「我国昔より海外に通問する諸国不少といへとも、事便宜にあらざるか故に、嚴禁を設く、(中略)唯唐山、朝鮮、琉球、紅毛の往来することは、互市の利を必とするにあらず、来ることの久しき素より其謂れあるを以なり、其国の如きは、昔よりいまた曾て信を通せし事なし、計らざるに、前年我国漂流の人をいさなひて、松前に来りて通商を乞ふ、^(カ)今又長崎に到り好みを通し、交易を開かん由を計る、(中略)然りといへとも望み乞所の通信商の事は、重く爰に議すへからざるもの也、(中略)是我国歴世封疆を守るの常法なり、争か其国一价の故をもつて、朝廷歴世の法を変すへけんや、(中略)朝廷の意かくの如し、再来る事を費すことなかれ」(『通航一覽』)。こうした幕府の方針は、その後の対外政策を硬直化させることとなった。

設問

- (ア) 日本との関係では、3世紀に卑弥呼が (35) (36) として冊封された例や、(37) (38) が明皇帝により「日本国王」として冊封され勘合貿易が始まった例などがよく知られる。
- (イ) 日朝貿易を通して大量に輸入された (39) (40) は、特に戦国期以降、河内、尾張、伊勢などで国内生産されるようになり、衣生活に大きな変化をもたらした。外交面では、のちに語学の才を生かして両国の交渉の実務を担当した朱子学者 (41) (42) が、『交隣提醒』で朝鮮の風俗や習慣を尊重すべきことを説いた。
- (ウ) 家康は1609年に房総半島に漂着したルソンの前総督 (43) (44) に便宜をはかって、当時スペインの植民地であったノビスパンへ送り届けた。
- (エ) 朱印船貿易で活躍した長崎の豪商 (45) (46) は、交趾に渡航し、同地の阮氏から厚い信頼を寄せられた。
- (オ) この語を当時の対外関係を指す訳語としてはじめて使用した蘭学者は、著訳書 (47) (48) で西洋天文学・物理学を日本に紹介した。
- (カ) ここで言及されている人物は (49) (50) である。

[語群]

- | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|-------------|
| 01. 麻 | 02. 足利義尚 | 03. 足利義政 | 04. 足利義満 |
| 05. 足利義持 | 06. 雨森芳洲 | 07. 荒木宗太郎 | 08. 有馬晴信 |
| 09. アンジロー | 10. アントーニオ=ガルバン | 11. 板倉重昌 | 12. 伊東マンショ |
| 13. 大友義鎮 | 14. 大番頭 | 15. 大村純忠 | 16. 大目付 |
| 17. 阿蘭陀地球図説 | 18. 苧 | 19. 漢委奴国王 | 20. 絹 |
| 21. 木下順庵 | 22. 楮 | 23. 小西行長 | 24. ゴローウニン |
| 25. サン=フェリペ | 26. 寺社奉行 | 27. 島津家久 | 28. 島津義弘 |
| 29. ジョセフ=ヒコ | 30. 親魏倭王 | 31. 末次平蔵 | 32. 舍密開宗 |
| 33. 大黒屋光太夫 | 34. 高山右近 | 35. 茶屋四郎次郎 | 36. 鉄砲改 |
| 37. 寺沢堅高 | 38. ドン=ロドリゴ | 39. 内藤ジョアン | 40. 中浦ジュリアン |
| 41. 鍋島直茂 | 42. 納屋助左衛門 | 43. 野中兼山 | 44. 原マルチノ |
| 45. ビッドル | 46. プチャーチン | 47. 細川忠興 | 48. 松倉勝家 |
| 49. 松平信綱 | 50. 松永尺五 | 51. 木綿 | 52. 邪馬台国王 |
| 53. 山崎闇斎 | 54. ラクスマン | 55. ルイス=ソテロ | 56. 暦算全書 |
| 57. 暦象新書 | 58. レザノフ | 59. 倭面土国王 | |

問題Ⅲ

次の本文と、本文中の下線部(ア)、(イ)および(ウ)に関する設問を読み、空欄〔51〕〔52〕～〔73〕〔74〕に入る最も適切な語句を語群より選び、その番号を解答用紙の所定の欄にマークしなさい。なお、本文および設問の文中にある空欄〔X〕、〔Y〕および〔Z〕は、問題作成上あえて伏せ字にしたものである。引用した史料の原文は、適宜改めている。

徳川幕府は、造幣所として金座、銀座、銭座を設け、貨幣を製造した。これらを幕府は直接差配したのではなく、一種の請負の形式で貨幣製造を行ったのである。銀座を例にすれば、〔51〕〔52〕を初代として世襲により支配され、当家は、銀貨に極印を打って品質を保証し、製造高に応じて報酬を得た。

江戸期のいわゆる三貨制が整うには時間を要した。たとえば、荻生徂徠の『政談』には、次のような記述がある。

昔は在々に銭殊の外払底にて、一切の物を銭にては不買、皆米麦にて買たる事、某田舎にて覚たる事也。近年の様子を聞合するに、〔X〕の頃より田舎へも銭行渡りて、銭にて物を買ふ事に成たり。

この記述からは、江戸期における銭貨の普及状況がうかがわれる。寛永通宝は、1636年初鑄の銭貨であり、以後18世紀前半まで、銅製のものが量産されたが、銅の不足から、鉄製や真鍮製のものが造られた時期もある。

同書には、貨幣改鑄に関する次のような記述もみられる。

御先々前御代の時 日光御社参を兩度迄被 仰出たりしかども、御物入の所にて指支へて事やむ。されども遂に 御社参不被遊事を御気毒被思召て、御役人に普く了簡を申しむる時、〔Y〕御社参の上 御上洛有ても御物入に手支有まじき愚案有とて申上て、〔X〕金銀吹替られて、御蔵に金満たり。

文中の〔Y〕とは、この貨幣改鑄を建議した〔53〕〔54〕を指す。

金貨について金の含有率の変遷を見てみると、〔X〕の改鑄によって、慶長小判では84パーセント余あったものが、57パーセント余にまで下げられている。その後の改鑄では、慶長小判の水準まで戻されたこともあったが、元文小判では65パーセント余に再び下げられ、文政、^(イ)天保、安政、万延の小判はほぼ一貫して56パーセント余の水準に維持された。

万延小判は、開国後の混乱に対処するため発行された金貨である。開国当時、地金・地銀の交換比率は内外で大きな開きがあったことから、短期間に大量の金貨流出を招来した。これに対処するため、万延の改鑄では、銀貨の改鑄を行わずに、小判のみについて、重さ、金の含有量ともに安政小判のおよそ〔55〕〔56〕とした。この数値は、当時の国内外の金銀比価にほぼ合致したものになっている。金貨流出は収束をみたが、急激な物価上昇をもたらした。この問題は、1858年、米国との間で結ばれた条約にあった「外国の諸貨幣は、日本貨幣同種類の同量を以て、通用すへし」との条項に関わるもので、同趣旨の条項は他の国との間でも結ばれていた。この日米条約調印の日本側署名者である〔57〕〔58〕は、下田奉行とともに、将軍から対米交渉に関する全権委任状を受け、交渉に当たったが、これらの条項の解釈が締結国との間で問題となった開港時には、すでに幕府の外交職になかった。一連の問題は、当時在留した外国人外交官〔59〕〔60〕著『大君の都』の言葉を借りれば、江戸期の「貨幣制度が根底まで揺さぶられた」出来事であった。

明治維新後、新政府は当初、旧幕時代の貨幣制度を踏襲し、金座をはじめとする造幣所を接収して、硬貨を製造した。また、政府の財政難を克服し、殖産興業の資金をも確保する方策として、旧福井藩士〔61〕〔62〕の建議に基づき、1868年、紙幣の発行を開始した。この紙幣は高額紙幣のみであったことから、その補完を目的に、額面2分、1分、2朱、

1 朱の4種からなる (63) (64) を翌年から発行した。

これらの紙幣と依然流通していた旧藩札（府県札）が入り乱れるなどして、当時の貨幣経済は混乱していた。さらに、江戸時代から氾濫していた賈造硬貨に加えて、維新後に発行された紙幣の偽札も早々に出回り始め、事態の收拾と金本位制を目指して、1871年、十進法による「円」「銭」「厘」を単位とした新たな貨幣制度の採用を決定した。新制度に基づく硬貨は、大阪淀川（当時）河畔に建設された造幣寮（造幣局）で、今日に至るまで鑄造されている。

この貨幣制度の実施には、それまでに大量に発せられた紙幣の回収が大きな課題であった。1872年から、新制度に基づく紙幣が既発紙幣と引き換えに発行され流通するようになった。同じ年に発布された (ウ) 法令は、新たな金融機関の創設を目論むと同時に、銀行券を発行させて既発紙幣の回収機関としての役割をも期待するものであった。

1872年の新紙幣は、フランクフルトの工場で印刷されたことから、ゲルマン紙幣とも通称される。印刷の出来映えは上々であったが、使用された洋紙は長期の使用に耐えなかったため、その後、印刷機を輸入し和紙への印刷に切り換え、紙幣の国産化が図られた。

設問

(ア) 江戸期の日本は世界有数の銅産出国であった。羽後の (65) (66) 鉱山は、宝永年間に銅山としての開発が進み、18世紀前半に最盛期を迎え、当時の銅生産の一角を占めた。維新後は、官営鉱山となった後、1885年に民間に払下げとなった。

(イ) 天保改鑄が実施された同じ時期、(67) (68) は雪国の自然や人々の暮らしを描いた随筆集『北越雪譜』を江戸で出版した。同書の出版のため、(67) (68) は、当時洒落本作家として活躍していた [Z] に協力を求めたが、実現しないまま [Z] が没してしまった。その後、[Z] の弟や甥の尽力でようやく出版に至った。

その [Z] は、遊女を扱った作品が問題となり、(69) (70) が進めた幕府の政策によって処罰された人物である。このような厳しい政策は、当時の民衆の大きな反発を招いたといわれる。一方で、(69) (70) の政治上の功績を評価した (71) (72) は、伝記『楽翁公伝』を編纂することになる。これは、養育院（現、東京都健康長寿医療センター）の初代院長に就いた (71) (72) が、養育院設立が (69) (70) の政策に由来する資金を用いて実現したものであったことを知り、人物像を記録し後世に伝える必要があると考えたことによるものである。

(ウ) この法令に基づいて創設された金融機関が、1873年から東京日本橋を本拠として開業した。その設立には、初期新政府を財政面で支えた江戸期創業の豪商も関与した。しかし、後に、政府の方針転換もありこの豪商は破綻に追い込まれる。(73) (74) はこの豪商の下で働いていたが、上記の破綻後に独立して始めた事業は、その後拡大し、大正期には持株会社を中核とする一大コンツェルンを形成するまでに成長した。第二次世界大戦後の財閥解体では、グループの中核会社が指定持株会社とされた。

[語群]

- | | | | |
|----------------------|---------------------|---------------------|----------------------|
| 01. $\frac{1}{3}$ 倍 | 02. $\frac{1}{4}$ 倍 | 03. $\frac{1}{5}$ 倍 | 04. $\frac{1}{10}$ 倍 |
| 05. $\frac{1}{15}$ 倍 | 06. アーネスト=サトウ | 07. 鮎川義介 | 08. 浅野総一郎 |
| 09. 足尾 | 10. 阿仁 | 11. 阿部正弘 | 12. 新井白石 |
| 13. 井伊直弼 | 14. 井上馨 | 15. 井上清直 | 16. 岩瀬忠震 |
| 17. 院内 | 18. 上田秋成 | 19. 大岡忠相 | 20. 大隈重信 |
| 21. 大倉喜八郎 | 22. 大蔵省兌換証券 | 23. 大田南畝 | 24. オールコック |
| 25. 荻原重秀 | 26. 小栗忠順 | 27. 尾去沢 | 28. 開拓使兌換証券 |
| 29. 香川景樹 | 30. 川路聖謨 | 31. 神尾春央 | 32. 金禄公債証書 |
| 33. 工藤平助 | 34. 鴻池善右衛門 | 35. 小関三英 | 36. 五代友厚 |
| 37. 後藤庄三郎 | 38. 相楽総三 | 39. 重野安繹 | 40. 柴野栗山 |
| 41. 渋沢栄一 | 42. 壬申地券 | 43. 新見正興 | 44. 菅江真澄 |
| 45. 鈴木牧之 | 46. 角倉了以 | 47. 大黒常是 | 48. 太政官札 |
| 49. 橘曙覧 | 50. 田沼意次 | 51. 手島堵庵 | 52. 天王寺屋五兵衛 |
| 53. 徳川吉宗 | 54. 永井尚志 | 55. 野口遵 | 56. パークス |
| 57. ハリス | 58. 尾藤二洲 | 59. ヒュースケン | 60. 福岡孝弟 |
| 61. 福沢諭吉 | 62. 古河市兵衛 | 63. 別子 | 64. 松方正義 |
| 65. 松平定信 | 66. 間部詮房 | 67. 水野忠邦 | 68. 民部省札 |
| 69. 明治通宝札 | 70. 安田善次郎 | 71. 柳沢吉保 | 72. 由利公正 |
| 73. 横井小楠 | 74. 横井也有 | 75. 淀屋辰五郎 | 76. ロッシュ |

問題 IV

次の本文〔1〕～〔4〕を読み、空欄 (75) (76) ～ (99) (100) に入る最も適切な語句を語群より選び、その番号を解答用紙の所定の欄にマークしなさい。

〔1〕

1920年の株価の大暴落を契機とした戦後恐慌とそれに続く関東大震災による震災恐慌とにより、日本経済は長期にわたる不況にあえいでいた。とくに震災恐慌に対しては、当時の蔵相 (75) (76) によりモラトリアム（支払猶予令）や、震災手形割引損失補償令が出され、震災による被害を受けた銀行や会社の救済が試みられた。しかし、1926年の末においても未だ約2億700万円の決済不能の震災手形が残り、「財界の癌」として難題となっていた。

こうした財政上の困難に対して、1927年4月17日、(77) (78) は自らが顧問官を務めていた機関の本会議席上にて、「今日ノ恐慌ハ現内閣ノ内外ニ対スル失政ノ結果ナリト云フヲ憚ラズ」と、当時の内閣を厳しく批判する演説を行い、深刻な金融不安に対する政策の問題性を指摘した。また、この演説の中で (77) (78) は、政府の外交姿勢にも言及し、「居留邦人ノ保護行届カザル為、多年支那ニ在リテ刻苦努力シ来リタル居留民ハ、暴民ノ掠奪ニ遭ヒテ其ノ財産ヲ喪失シ、云々」と、その政策の無方針を論難した。

〔2〕

(77) (78) による演説から3日を経て新たに組閣された内閣は、中国に対しては、それまでの協調外交路線を離れ積極外交に転じた。国民革命軍が徐州に接近すると、在留邦人の保護を名目に1927年5月から翌年にかけて3次にわたって出兵が行われた。また、同年7月に発表された (79) (80) によれば、「帝国政府」が中国における権利や利益、在留邦人の生命財産への不法な侵害の虞あるときに、「必要ニ応シ断乎トシテ自衛」することが出来る（第5条）。「満蒙」、ことに満州とも呼ばれた「(81) (82) 地方」は、「我邦トシテ特殊ノ考量ヲ要スル」とされた（第6条）。

国内では、先の出兵に先駆けて、無産政党が反対運動を展開した。『無産者新聞』は、当時中国の「労農大衆」が「打倒帝国主義の闘争に敢然として参加せんとしてゐる」と言う一方で、四・一ニクーデタと呼ばれる弾圧を行った (83) (84) を「裏切り者」と名指しで批難した。この無産政党の反対運動は分裂し、全国同盟として再結成したときには、中間派無産政党の (85) (86) は参加しなかった。

〔3〕

衆議院議員選挙法の改正に向けて、第42議会では、野党であった憲政会や国民党も合同して同法改正案を提出するに至る。こうした動向に対して「(87) (88) 制度打破と云ふが如き、現在の社会組織に向て打撃を試みんとする趣旨」を感じ危険視していた原敬は、同法改正案に対抗し衆議院を解散した。原内閣は選挙法改正に対して冷淡であったと言われ、選挙権の納税資格を3円以上に引き下げ、小選挙区制を導入するにとどまった。

選挙法改正の前から、知識人や組合に先導された民衆運動が広がっていた。伊藤野枝らが中心となって1921年に設立された女性社会主義者の団体 (89) (90) は、女性の権利を主張した。また、翌年には、(91) (92) が「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と結ばれる宣言文を起草し、被差別部落の住民に対する社会的差別の撤廃を求める運動を行っていた。

選挙法改正が実現したのは、第50議会のことであった。だが、同改正法制定の主務大臣で当時の内相は、衆議院の答弁で「日本ノ女子ハ政治ニ対スル判断能力ハ男子程ニマデハ進ンデ居ナイ」と述べ、女性の選挙権は認められなかった。また、この議会で成立した治安維持法は、「国体」というあいまいな用語によって思想そのものを取り締まることを目的

とする。同法は、マルクス主義を運動原理とする団体を弾圧した (93) (94) 事件を皮切りに、1945年、GHQの指令により廃止されるまで多数の検挙者を出した。

[4]

1928年、改正後初めての衆議院選挙が実施され、その結果、無産政党は8つの議席を得る。このうち労働農民党から立候補して当選した (95) (96) は、政府の進める「帝国主義的戦争」や反動政策を糾弾したほか、生物学者としての立場から産児制限運動をも主導していた。その主張は、良妻賢母のあるべき女性の姿として国のために子を産み育てるべきであるとの当時の社会思潮と真っ向から対立した。

無産政党が議席を得たことに伴い、非合法とされていた共産党の活動が表面化した。同年、治安維持法により、共産党員の全国的な大検挙が行われた。同党指導下の無産政党へも厳しい規制が及び、3団体が結社禁止となった。もとより、1890年に成立した (97) (98) を廃止して新たに1900年に制定された治安警察法によって、社会主義思想や労働運動が厳しく規制されていた。このような政治思想弾圧と連動して、過激な右翼活動も盛んとなり、右翼運動家 (99) (100) 率いる団体による (75) (76) 暗殺事件が1932年に発生する。

[語群]

- | | | | |
|------------|------------------|--------------|--------------|
| 01. 赤松克磨 | 02. 麻生久 | 03. 安部磯雄 | 04. 一木喜徳郎 |
| 05. 市来乙彦 | 06. 伊東巳代治 | 07. 井上準之助 | 08. 井上日召 |
| 09. 大川周明 | 10. 大杉栄 | 11. 階級 | 12. 片岡直温 |
| 13. 華南三省 | 14. 金子堅太郎 | 15. 華北四省 | 16. 感化法 |
| 17. 北一輝 | 18. 九カ国条約 | 19. 京都学連 | 20. 憲政 |
| 21. 国策の基準 | 22. 国防保安法 | 23. 西光万吉 | 24. 佐野学 |
| 25. 三・一五 | 26. 思想犯保護観察法 | 27. 社会市民連合 | 28. 社会民主党 |
| 29. 集会及政社法 | 30. 集会条例 | 31. 蔣介石 | 32. 勝田主計 |
| 33. 女性同盟 | 34. 新婦人協会 | 35. 杉山元治郎 | 36. 青鞥社 |
| 37. 西北五省 | 38. 赤瀾会 | 39. 選挙 | 40. 全国労農大衆党 |
| 41. 孫文 | 42. 対支政策綱領 | 43. 高橋是清 | 44. 滝川 |
| 45. 治罪法 | 46. 張学良 | 47. 張作霖 | 48. 珍田捨巳 |
| 49. 鄭孝胥 | 50. 天皇機関説 | 51. 東三省 | 52. 東大ポポロ |
| 53. 富井政章 | 54. 日満議定書 | 55. 日本改造法案大綱 | 56. 日本社会主義同盟 |
| 57. 日本労農党 | 58. 納税 | 59. 橋本欣五郎 | 60. 浜口雄幸 |
| 61. 溥儀 | 62. 婦人参政権獲得期成同盟会 | 63. 保安条例 | 64. 穂積陳重 |
| 65. 本多光太郎 | 66. 満州鉄道中立化提案 | 67. 水谷長三郎 | 68. 南方熊楠 |
| 69. 蓑田胸喜 | 70. 民主 | 71. 森戸辰男 | 72. 門閥 |
| 73. 山川均 | 74. 山本宣治 | 75. 四大政綱 | 76. 四・一六 |
| 77. 立憲 | | | |